

かごしま市子育てガイド広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市広告掲載等指針（平成18年9月1日制定。以下「指針」という。）及び鹿児島市広告掲載等基準（平成18年9月1日制定。以下「基準」という。）に定めるもののほか、かごしま市子育てガイド（以下「子育てガイド」という。）の広告掲載に関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容等の範囲)

第2条 広告の内容、表示等に関する範囲は、かごしま市子育てガイドの発行に関する協定書及び別表のとおりとする。

(広告の規格等)

第3条 広告を掲載する子育てガイドの発行部数、広告規格、表示位置等の仕様については、かごしま市子育てガイド作成業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(広告主の募集方法等)

第4条 鹿児島市は、子育てガイドの仕様書に規定する広告掲載枠を、企画提案競技による提案書が選定された者（以下「広告取扱業者」という。）に使用させる。

2 広告主の募集は、広告取扱業者を通じて行う。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする広告主は、かごしま市子育てガイド広告掲載申込書（様式第1。以下「申込書」という。）により、広告取扱業者を通じて申し込むものとする。

2 申込書を受理した広告取扱業者は申込書に、掲載しようとする広告の原稿、デザイン素材、ラフ・スケッチその他掲載の可否を検討するために必要な資料を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、申込書の提出を受けたときは、広告の内容を審査し、速やかに広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果をかごしま市子育てガイド広告掲載決定通知書（様式第2）又はかごしま市子育てガイド広告不掲載決定通知書（様式第3）により広告主に通知するものとする。

3 市長は、前項の広告掲載の決定をした後の事情変更等により、広告の内容、デザイン等が指針及び基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告取扱業者に対し広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消)

第7条 指針第9条に規定するその他特に必要があると認めるときとは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定する期日までに広告の提出がないとき。
 - (2) 第 6 条第 3 項の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
 - (3) 広告主が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがあるとき、又は基準第 3 条に該当するとき。
 - (4) その他かごしま市子育てガイドへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。
- (その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

1 人材募集広告
(1) 人材募集に見せかけて、違法行為の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは掲載できない。 (2) 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載できない。
2 語学教室等
(1) 安易さや授業料・受講料の安さを強調する表現は使用できない。 例：「1か月で確実にマスターできる」等
3 学習塾・予備校等（専門学校を含む）
(1) 合格率等の実績を掲載する場合は、実績年もあわせて表示し根拠を明確にする。
4 外国大学の日本校
(1) 下記の主旨を明確に表示すること。 「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」
5 資格講座
(1) 民間の講習事業者が「労務管理士」等の名称で資格講座を設けたものについては、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用できない。下記の主旨を明確に表現すること。 「この資格は、国家資格ではありません。」 (2) 「行政書士講座」等の講座には、その講座だけで国家資格が取得できるというような紛らわしい表現は使用できない。下記の主旨を明確に表示すること。 「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」 (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載できない。 (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はできない。
6 病院、診療所、助産所
(1) 医療法第6条の5及び7に規定する事項以外は掲載できない。 (2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の広告は掲載できない。 (3) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告は掲載できない。 (4) 治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べる広告は掲載できない。 (5) マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。 (6) 厚生労働省の「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）について」及び「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針（医療機関ホームページガイドライン）について」に沿った広告内容になっているか。 (7) 不明な点は、事業所所在地を所管する地方自治体の医務薬事担当課に確認すること。

7 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条に規定する事項以外は、掲載できない。
- (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は掲載できない。
- (3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。
- (4) 不明な点は、事業所所在地を所管する地方自治体の医務薬事担当課に確認すること。

8 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器

- (1) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の効能・効果に関する表現については、「医薬品等適正広告基準」に定められた範囲でしか掲載できない。
- (2) 安全性の強調や副作用の否定、医療関係者等の推薦、不快感・恐怖感を与える表現は使用できない。
- (3) 薬事法第66条各号に規定する表示に該当すると認められる広告は掲載できない。
- (4) 医療機器については、厚生労働省の認可を確認し、承認番号を明記する。
- (5) 不明な点は、事業所所在地を所管する地方公共団体の医薬務担当課に確認すること。

9 健康食品、保健機能食品、特別用途食品

- (1) 健康食品については、効能・効果に関する表示は掲載できない。
- (2) 保健機能食品、特別用途食品については、厚生労働大臣から許可された範囲で効能・効果に関する表示を掲載する。
- (3) 不明な点は、事業所所在地を所管する地方公共団体の医薬務担当課に確認すること。

10 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

- (1) サービス全般（老人保健施設を除く）
 - ① 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確にし、誤解を招く表現は使用できない。
 - ② 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
 - (2) 有料老人ホーム
 - ① 前記(1)に規定するもののほか、厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。
 - ② 所管都道府県の指導に基づいたものであること。
 - ③ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）」に規定する表示は掲載できない。
 - (3) 有料老人ホーム等の紹介業
 - ① 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
- ※不明な点は、事業所所在地を所管する当該サービス及び施設担当課に確認すること。

1 1 不動産事業
(1) 名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。 (2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。 (3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制を遵守する。 (4) 契約を急がせる表示は掲載できない。 例：「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」等
1 2 弁護士・税理士・公認会計士等
(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
1 3 旅行業
(1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。 (2) 不当表示の疑いがある表示は掲載できない。 例：白夜でない時期の白夜旅行、行程にない場所の写真等
1 4 通信販売業
(1) 返品等に関する規定を明記する。
1 5 雑誌・週刊誌等
(1) 適正な品位を保った広告であること。 (2) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。 (3) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。 (4) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉や扇情的な言い回し避け、不快の念を与えないものであること。 (5) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示できない。
1 6 映画・興行等
(1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの違法行為を容認するような内容のものは、掲載できない。 (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載できない。 (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載できない。 (4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用できない。 (5) 衝撃的なデザインは使用できない。 (6) その他青少年に悪影響を与える恐れのあるものは掲載できない。 (7) 年齢制限等、規制を受けるものはその内容を表示する。
1 7 占い・運勢判断
(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(2) 占いや運勢判断に関する出版物は、その都度判断する。 (3) 料金や販売について明記する。
1 8 結婚相談所・交際紹介業
(1) 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。 (2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
1 9 調査会社・探偵事務所等
(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
2 0 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織
(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。 (2) 主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）する出版物の広告は掲載できない。
2 1 募金等
(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。 (2) 下記の主旨を明確に表示すること。 「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」
2 2 質屋・チケット等再販売業
(1) 個々の相場、金額等の表示は掲載できない。 例：「〇〇〇のバック 5 万円」、「航空券〇〇～〇〇間 2 万円」等 (2) 有利さを誤認させるような表示は掲載できない。
2 3 トランクルーム及び貸し収納業者
(1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。 (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用できない。また、下記の主旨を明確に表示すること。 「当社の〇〇は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません。」
2 4 ダイアルサービス
(1) ダイアルQ 2 ほか各種のダイアルサービスは内容を確認のうえ判断する。
2 5 その他、表示について注意を要すること
(1) 割引価格の表示 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明確に表示すること。 例：「メーカー希望小売価格の 3 0 % 引き」等 (2) 比較広告（根拠となる資料が必要） 主張する内容が客観的に実証されていること。 (3) 無料で参加・体験できるもの 一部費用負担がある場合には、その旨明確に表示すること。 例：「昼食代は実費負担です」、「入会金が別途必要です。」等 (4) 宝石の販売

- ① 虚偽の表現に注意すること。（公正取引委員会に確認の必要あり）

例：「メーカー希望価格の５０％引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）等

- (5) 個人輸入代行業等の個人営業広告

資格取得状況や事務所の所在地、電話番号を明記すること。

- (6) アルコール飲料

- ① 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

例：「お酒は２０歳を過ぎてから」等

- ② 飲酒を誘発するような表現は掲載しないこと。

例：お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等

年 月 日

かごしま市子育てガイド広告掲載申込書

（あて先）鹿児島市長 殿

広告掲載希望者	住所（所在地）	_____
	名称	_____ 印
	代表者職氏名	_____
	担当者氏名	_____
	連絡先（T E L）	_____
	（F A X）	_____
	（E メール）	_____

かごしま市子育てガイド広告掲載要領第 5 条の規定により、次のとおり申し込みます。

広告の内容	
添付書類	1 広告の原稿 2 資格又は免許を必要とする業種にあっては、それを証明する書類の写し
遵守事項	関係法令、鹿児島市広告掲載等指針、鹿児島市広告掲載等基準、かごしま市子育てガイド広告掲載要領を遵守します。
その他	1 鹿児島市税や使用料の滞納はありません。 2 鹿児島市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

年 月 日

かごしま市子育てガイド広告掲載決定通知書

様

鹿児島市長

年 月 日付で申し込みのあったかごしま市子育てガイドへの広告掲載について、次のとおり掲載することに決定しましたので通知します。

広告の場所	
広告の内容	

様式第3（第6条関係）

年 月 日

かごしま市子育てガイド広告不掲載決定通知書

様

鹿児島市長

年 月 日付で申込みのあったかごしま市子育てガイドへの広告掲載について、下記の理由により掲載しないことと決定しましたので通知します。

記

不掲載の理由